



監 査 報 告 書

2011年 5 月 16 日

学校法人常磐大学

理 事 会 御 中

評 議 員 会 御 中

学校法人常磐大学

監 事 荒 川 誠 司



監 事 若 山



学校法人常磐大学の2010年度（2010年4月1日から2011年3月31日まで）の学校法人の業務、財産の状況および計算書類等について監査を行った結果を、以下の通り報告する。

1. 根 拠 私立学校法第37条第3項
学校法人常磐大学寄附行為第15条
2. 監査方法 重要会議（評議員会および理事会）への出席、法人式典への参列、重要書類の閲覧、常任理事からの業務報告の聴取、抽出による施設視察、会計監査人である「坂本計理事務所」公認会計士との意見交換など必要と認めた監査手続きを行った。
3. 監査結果
 - (1) 法人ならびに法人の設置する学校の業務の状況は、諸規程を遵守し、各事業とも計画どおり履行され適切かつ公正に執行されていると認める。
 - (2) 財産の状況は、会計監査人による会計監査の結果をふまえて、会計帳簿ならびに諸証憑書類等を検査した結果、適正確実に処理されており、財産目録、貸借対照表、収支計算書の記載と合致し、いずれも学校法人会計基準に則って、正確に作成されていると認める。
 - (3) 学校法人の業務ならびに財産に関し不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はない。

以上